

新潟県特別栽培農産物認証要綱

(目的)

第1 この要綱は、安全・安心な農産物に対する消費者ニーズの高まりに対応するため、本県に適合した特別栽培農産物の基準を定め、当該基準に適合した県産農産物について認証し、当該認証を表示させ、かつ、栽培方法等の情報を消費者に効果的に伝えることにより、県産特別栽培農産物への理解と信頼の確保を図るとともに、県産特別栽培農産物の円滑な流通を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(認証の定義)

第2 この要綱において「認証」とは、第7第1項に基づき申請された県産農産物について、第4の基準（以下「認証基準」という。）に適合することを、県が認め証することをいう。

(認証対象農産物)

第3 認証の対象農産物は、次のとおりとする。

- (1) 新潟県内に居住する者により新潟県内で生産された、米、大豆、野菜及び果実、茶（製茶を含む）。ただし、加工品及び別に定める栽培面積基準以下のものは除く。
- (2) 県内の精米施設で、(1)の玄米を原料としとう精された精米。

(認証基準)

第4 特別栽培農産物の認証基準は、次のとおりとする。

- (1) 生産者等が、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）第3に定義される
 - ア 栽培責任者及び確認責任者の設置
 - イ 精米を認証対象とする場合にあっては精米責任者及び精米確認者の設置
 - ウ 生産・とう精及び出荷管理および表示等について、適正に行われることが認められること。
- (2) 生産者等が、栽培方法等の情報開示に同意していること。
- (3) 生産された農産物が、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 汚泥肥料（肥料取締法（昭和25年法律第127号）第4条第1項第3号に規定する普通肥料（別に定める基準を全て満たす肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号）第1条の2第3号の工業汚泥肥料を除く。）をいう。）を使用して栽培した農産物ではないこと。
 - イ 遺伝子組み替え農産物でないこと。
 - ウ 放射線が照射されていないこと。
 - エ 生産された農産物が、別表1の認証基準に適合すると認められること。
 - オ 精米にあっては、第15第1項により認証された玄米のみを使用したものであること。
 - カ 第18第4項に該当する農産物でないこと。

- (4) 認証を受けようとするもの（以下「申請者」という。）が過去3年以内に認証を受けたことがある場合は、第19に定める実績報告が適切に行われていること。
- (5) 申請者（申請者が団体の場合にあつては、その構成農家も含む。）並びに申請に係る栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者が次のアからキのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他不相当と認められないものであること。

（新潟県特別栽培農産物認証制度運営委員会の設置）

- 第5 知事は、新潟県特別栽培農産物認証制度の運営を適正に進めるため、新潟県特別栽培農産物認証制度運営委員会（以下「県委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 県委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（特別栽培農産物地域認証委員会の設置）

- 第6 知事は、第5の県委員会のほか、地域振興局農林振興部、地域振興局農業振興部及び地域振興局農林水産振興部（以下「地域振興局農林振興部等」という。）ごとに申請内容の検討を行う特別栽培農産物地域認証委員会（以下「地域委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 地域委員会には、現地調査等を行うため、現地調査チームを置くものとする。
- 3 地域委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（認証の申請）

- 第7 申請者は、別に定める申請書に必要書類を添えて、住所地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を所管する市町村長（以下「所管市町村長」という。）を経由して、知事に申請しなければならない。ただし、第15第1項により認証された玄米を購入しそれをとう精した精米の認証を受けようとするもの（以下「精米申請者」という。）の申請は、市町村長の経由は要しない。
- 2 所管市町村長は、前項の申請を経由する際、申請内容についての意見を知事に報告するものとする。この場合において、所管市町村長は、必要と認めるときは関係農業協同組合長の意見を聴取し、併せて知事に報告するものとする。

(申請内容の審査)

第8 第7第1項による申請があったときは、知事は、申請内容の審査に当たって地域委員会を開催し、認証基準との適否について委員から意見を聞き、内容を審査するものとする。

ただし、精米申請者からの申請についての審査は、地域委員会委員からの意見聴取は要しないものとする。

(生産登録)

第9 知事は、第8の審査の結果、認証基準に適合すると認めるときは、申請者に対し別に定める研修を実施し、その後、当該申請について、申請者名（団体にあっては構成農家名を含む。）、認証基準、ほ場所在地、農産物名及び作型、栽培計画等の必要な事項を登録（以下「生産登録」という。）し、申請者にその旨を通知するものとする。

ただし、精米申請者からの申請については、生産登録は要しないものとする。

2 知事は、第8の意見聴取の結果、認証基準に適合しないと認めるとき又は知事の実施する研修を受けないときは、理由を付して生産登録を行わない旨を申請者に通知するものとする。

(登録生産者等の責務)

第10 第9により生産登録した旨の通知を受けた申請者（以下「登録生産者」という。）は、栽培計画に即した栽培を適正に実施しなければならない。

やむを得ず登録生産者等に変更が生じたときは、変更の内容について、知事の承認を得るものとする。

2 当該生産登録に係る第4の(1)で規定する確認責任者は、栽培管理状況等の確認を適正に行わなければならない。

3 地域振興局農林振興部等、所管市町村及び関係農業協同組合は、登録生産者に対して、必要に応じて栽培管理の指導等を行うものとする。

(現地調査)

第11 地域委員会は、登録生産者について、現地調査チームにより現地調査を行い、その結果を地域振興局農林振興部長、地域振興局農業振興部長または地域振興局農林水産振興部長（以下「地域振興局農林振興部長等」という。）に報告しなければならない。

第12 削除

(生産登録内容削除の届出)

第13 登録生産者は、生産登録内容のうち、構成農家、ほ場の所在地、対象農産物、品種及び作型の全部又は一部に変更が生じた際は、速やかに生産登録内容の削除について、知事に届け出なければならない。

ただし、県認証基準の適用が等しい品種へ変更する場合は、この限りでない。

2 第1項の届出があったときは、知事は、生産登録内容を削除し、登録生産者にその旨を通知するものとする。

(栽培管理状況等の報告)

第14 登録生産者は、生産登録に係る農産物の栽培管理状況等を、当該農産物の収穫前に、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、登録生産者が前項の報告をしないときは、期限を付して提出を促すものとする。
- 3 知事は、前項の規定による督促を受けた登録生産者がその指定の期限までに栽培管理状況等を報告しないときは、理由を付して認証しない旨を通知することができる。

(認証の決定)

第15 知事は、登録生産者について、第11の現地調査結果報告及び第14の栽培管理状況等の報告が認証基準に適合すると認めるときは、当該農産物を認証し、登録生産者にその旨を通知するとともに、別に定める認証マークの使用を許可する旨を通知するものとする。

また、精米申請者からの申請について、第8の審査の結果、認証基準に適合すると認めるときは、別に定める研修を実施した後、同様に通知するものとする。

- 2 知事は、登録生産者について、現地調査結果報告及び栽培管理状況等の報告が認証基準に適合しないと認めるときは、理由を付して農産物を認証しない旨を、登録生産者に通知するものとする。

また、精米申請者からの申請について、第8の審査の結果、認証基準に適合しないと認めるとき又は知事の実施する研修を受けないときは、同様に通知するものとする。

(認証後の変更)

第15の2 第15により認証の通知を受けた者（以下「認証者」という。）は、計画に即した栽培及び出荷管理を適正に実施しなければならない。

やむを得ず栽培計画、とう精計画又は登録生産者等に変更が生じたときは、変更の内容について、知事の承認を得るものとする。

(認証の表示等)

第16 認証者は、認証された農産物（以下「認証農産物」という。）に、認証の表示をしなければならない。

- 2 認証の表示は、表示票及び認証マークによるものとし、マークの種類、規格および表示方法は別に定めるものとする。
- 3 全ての認証農産物には、表示票による表示を行わなければならない。
- 4 また、不特定多数の消費者に販売する場合は、認証マークによる表示をしなければならない。
- 5 表示票及び認証マークは、認証農産物以外に表示してはならない。

(認証後の立入調査)

第17 知事は、認証者が行うとう精について、とう精期間中随時その状況を調査するものとする。

- 2 知事は、その他必要があると認めるときは、認証者に対して認証に係る報告を求め、又は認証者の了解を得て、その職員に生産施設等に立ち入り、認証に係る書類その他の物件を調査させることができるものとする。

(認証の取消し)

第18 知事は、認証農産物について、認証が不相当であると認めたときは、認証を取り消すものとし、認証者にその旨を通知し、併せて表示票による表示と認証マークの使用中止を命ずるものとする。

2 認証の不相当とは、次の場合をいう。

- (1) 認証農産物が認証基準を満たさないことが判明したとき。
- (2) 認証マークの使用許可を受けたものが認証マークを不正に使用したとき。
- (3) 第19第1項に定める、前年の実績報告を怠ったとき。
- (4) 第19第2項に定める、四半期ごとの中間実績報告を怠ったとき。
- (5) 意図的に制度の規定を遵守しないとき。
- (6) その他、知事が不相当と認めたとき。

3 第1項の通知を受けたものは、当該認証農産物の回収に努めなければならない。

4 知事は、第1項により認証を取り消したときは、認証者に過失がないと認められる場合を除いて、取消しの翌年から起算して3年間は、当該認証者からの申請に係る農産物を認証しないものとする。

(実績報告)

第19 認証者は、認証農産物の販売を完了したとき又は出荷開始日から起算して1年経過後のいずれか早い時期に知事に実績を報告しなければならない。

2 精米認証を受けた認証者及び自ら精米を行う認証者は四半期ごとに中間実績報告を行わなければならない。

(残留農薬の分析)

第20 知事は、認証制度の適正な運営を図るため、必要に応じて認証農産物等の残留農薬の分析調査を行うものとし、分析結果については県委員会及び地域委員会に報告するものとする。

2 第1項の分析結果については、認証者への指導等に活用するものとする。

(情報の公開)

第21 知事は認証に係る情報について、別表2に定める内容をインターネット等を通じて、消費者等に公開するものとする。また、消費者等からの公開請求があったときは、申請書、栽培管理記録等の認証に係る全ての情報について、公開するものとする。

(事務局)

第22 この要綱に定める認証制度の運営事務局は、県農林水産部農産園芸課に置くものとする。

(書類の経由)

第23 この要綱に基づいて、申請者が、知事に提出する書類は、所管市町村長を経由しなければならない。また、知事が、申請者に通知する書類も同様とする。

ただし、精米申請者に係る書類は、所管市町村長を経由しないものとする。

(その他)

第24 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成10年8月3日から施行する。
- 2 この要綱が施行される以前に栽培が開始された農産物について、当該要綱に適合すると認められるものについては、栽培開始後であっても認証の申請を行うことができるものとする。ただし、この場合の申請期間は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成13年1月9日から施行する。
- 2 新潟県有機農産物等認証要綱（平成10年10月1日施行）で、生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証する。
- 3 なお、生産登録された有機農産物（転換期間中含む）については、平成13年3月31日までに販売される見込みの農産物についてのみ認証を行う。

附則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 新潟県特別栽培農産物認証要綱（平成13年4月1日施行）で、生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証の対象とする。

附則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 新潟県特別栽培農産物認証要綱（平成15年7月1日施行）で、生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証の対象とする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 新潟県特別栽培農産物認証要綱（平成16年4月1日施行）で、生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証の対象とする。

附則

- 1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 新潟県特別栽培農産物認証要綱（平成17年4月1日施行）で、生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証の対象とする。

附則

- 1 この要綱は、平成19年2月20日から施行する。
- 2 新潟県特別栽培農産物認証要綱（平成18年5月1日施行）で、生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証の対象とする。

附則

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 新潟県特別栽培農産物認証要綱（平成19年2月20日施行）で、生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証の対象とする。

附則

- 1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 新潟県特別栽培農産物認証要綱（平成20年2月1日施行）で、生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証の対象とする。

附則

- 1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 新潟県特別栽培農産物認証要綱（平成21年2月1日施行）で、生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証の対象とする。

附則

- 1 この要綱は、平成23年9月9日から施行する。
- 2 新潟県特別栽培農産物認証要綱（平成23年2月1日施行）で、生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証の対象とする。

附則

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証の対象とする。

附則

- 1 この要綱は、平成26年2月1日から施行し、平成26年第1回申請から適用する。
- 2 この要綱の施行前に生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証の対象とする。

附則

- 1 この要綱は、平成27年2月1日から施行し、平成27年第1回申請から適用する。
- 2 この要綱の施行前に生産登録済みの農産物についても、本要綱で継続して認証の対象とする。

別表1 特別栽培農産物の認証基準

定 義	対象農産物名
<p>国のガイドライン第3で規定される「特別栽培農産物」の要件を満たすもの。</p> <p>ただし、ガイドラインでいう節減対象農薬使用回数及び化学肥料使用量の地域慣行の5割以下の基準については、別に定める。</p>	<p>米、大豆、野菜、果実、茶</p>

別表2 公開する認証に係る情報内容

項目	内容
① 申請者（認証者）	氏名
② 生産者	氏名
③ 栽培責任者	氏名
④ 確認責任者	氏名
⑤ 作物名、面積	ほ場所在地、作物名（品種・作型）、栽培面積
⑥ 作業内容	
⑦ 化学肥料の使用状況	肥料の名称（商品名）、使用量、使用時期、化学合成由来窒素量
⑧ 化学合成農薬の使用状況	農薬名、成分名、使用目的、使用量、使用時期、節減対象農薬の使用回数